

最新判決情報

2019 年

[8 月分]

○ケンキクチ事件

知財高裁 R1.8.7 H31(行ケ)10037 審決取消請求事件(鶴岡稔彦裁判長)

第 14, 18, 25 類を指定商品とし、翼を広げた黒地の鳥状のシルエット図形中にローマ字「KENKIKUCHI」を白抜きで配した本願商標(右図)が、商標法 4 条 1 項 8 号に該当するとして拒絶されたため、当該審決の取消しが求められた事案である。



争点は、商標中のローマ字「KENKIKUCHI」が、「キクチ・ケン」を読みとする氏名を「名」「姓」の順にローマ字表記したものと認識され、その結果、他人の氏名を含む商標であり、当該他人の承諾を得ているとは認められないか否かという商標法 4 条 1 項 8 号の該当性である。

8 号の「他人の氏名」の適用については、同姓同名の人物が現存していればほぼ無条件で適用され、周知性などは勘案されないが、亡くなった人物は除外される。

また本願商標はローマ字表記の「KENKIKUCHI」であるが、判決はパスポートやクレジットカードなどに氏名のローマ字表記が行なわれていることなどから、「KIKUCHI」が「菊池」や「菊地」に、「KEN」が「健」「建」「研」「賢」などの読みに対応するので、本願商標はありふれた氏名であり、人の「氏名」を含む商標であると認めた。

なおこれに関して判決は最高裁判例を引用し、8 号は「他人の氏名・・・を含む商標」と言っているだけで、その表記方法は限定していないので、ローマ字表記であっても本人を指し示すものと受け入れられている以上、同人の人格的利益は害されると考えられるとしている。

而して、「キクチ・ケン」の読みに対応する氏名の人物は、漢字の表記を問題にしなければ多数の人物がいるであろうことは間違いないが、それらの人物が現存していなければ 8 号は適用できない。そこで判決は北海道小樽市に在住している「菊池健」に着目した。同氏は平成 28 年版と平成 30 年版ハローページに掲載され、また同時期に発行された他の地域版のハローページにも「菊池健」又は「菊地健」が掲載されていることから、これらの人物はいずれも本願商標の出願時から現在まで現存している者であると推認できるとし、本願商標は他人の氏名を含む商標であって、これら他人の承諾を得ているものではないので、4 条 1 項 8 号に該当すると判断して審決を支持した。

しかし何か腑に落ちない点があるように思われまいだろうか。大勝軒創業者の故山岸一雄氏に関する平成 28 年 8 月判決について当サイトにおいてコメントしたように、相当数の同姓同名の人物がいる場合、本判決や最高裁判決が言うように、商標登録によってそれらの人達の人格権が害されるものであろうか、という疑問である。商標法はそのような他人の人格権を保護するために 8 号を設け、他人の氏名を含む商標の登録を拒絶しているが、肝心のその他人が、自分の名前を含む商標出願があったという事実をまったく知らないという状況においては、自分は守られていると感ずることも皆無であろう。そのような抽象的かつ観念的な条文に法律としての実質的な意義が本当にあるのであろうか。

いみじくも判決が指摘するように、「キクチ・ケン」に相当する人物は大勢いるのであるから、それら大勢の人物の人格権が害されると擬制することよりも、ありふれた氏名は識別性がないということで 3 条 1 項 6 号により拒絶した方が正しい商標法の適用になるのではないであろうか。本願商標については、鳥のシルエット図形があるので、商標全体としては識別力があり、6 号は適用できないが、たとえ商標登録されたとしても、「KENKIKUCHI」の部分はありふれた氏名として識別性を欠くという取り扱いが定着すれば、「KENKIKUCHI」の文字部分についての権利行使は認められないし、また他人に対しては 26 条 1 項 1 号の担保もあるので、8 号の「他人の氏名」の規定がなくなっても市場が混乱することもないであろう。

4 条 1 項 8 号の「他人の氏名を含む商標」の部分は、創案者の気持ちは分からないでもないが、もはや不要な規定となっているように思われるので、あまりに形式的な適用は行き過ぎではないだろうか。